

令和4年度名古屋市内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の対象

審査の対象は、「令和4年度名古屋市内部統制評価報告書」、「令和4年度名古屋市上下水道局内部統制評価報告書」及び「令和4年度名古屋市交通局内部統制評価報告書」とする。

第2 審査の方法

審査は、名古屋市監査委員監査基準及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）等に基づき、以下の各号に掲げる着眼点に留意しつつ、内部統制の整備及び運用に係る記録や内部統制の整備状況及び運用状況の評価に関連する証拠書類の確認を行うとともに、その評価手続及び評価結果が適切かどうかについて関係局への質問を行うなどの方法により実施した。

- (1) 評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について網羅的に把握されているか
- (2) 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか
- (3) 評価が形骸化していないか
- (4) 評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか
- (5) 是正された整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されたか

第3 審査の結果

市長から提出された令和4年度名古屋市内部統制評価報告書等について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続は適切に実施されており、評価結果の記載は適切であると認められた。

なお、「令和4年度名古屋市内部統制評価報告書」及び「令和4年度名古屋市上下水道局内部統制評価報告書」に記載のとおり、評価対象期間中の運用上の重大な不備が把握されている。

第4 意見

(1) 内部統制の整備及び運用の状況

令和4年度においては、運用上の重大な不備として、生活保護受給者にかかる遺留金の横領事案及び複数の管路センターの請負工事における不適正な事務処理事案が認められている。また、運用上の不備の件数は昨年度より増加し、名古屋市全体の事務処理誤り件数も年々増加しているなど、内部統制の取組については、依然として十分であるとは言いがたい状況である。

なお、運用上の重大な不備は、結果として大きな社会的又は経済的な不利益を生じさ

せ、市民からの信頼を著しく失墜させるものである。特に複数の管路センターにおける重大な不備事案については、多数の請負工事における不適正な事務処理が長年にわたり続けられており、組織としてコンプライアンス遵守の風土が不十分であったと言わざるを得ない。

市民からの信頼を確保できるよう、事務処理誤りや不祥事の防止に向けて引き続き取り組まれるとともに、特に重大な不備に相当する事案が二度と繰り返されることのないよう、注意して取り組まれない。

(2) 再発防止策及び有効な取組事例の横展開

令和4年度に把握された運用上の重大な不備については、いずれも適切な原因分析がなされていたほか、同様の事務を行う他の区役所・管路センターまで含めた再発防止策の検討や、浸透状況の確認が行われており、リスクが顕在化した後の対応は適切に実施されていたと言える。

また、「誤交付」の防止に向けて、本庁所管課と区役所が一体的に取組を進めた結果、区役所市民課及び支所区民生活課においては令和4年度に誤交付0件という成果をあげ、さらに、成功体験を得たことで区役所において改善意欲の高まりが見られるなど、意識の醸成にもつながっているほか、令和5年度に入ってから、他の窓口交付事務への展開が図られているところである。

これらの事例を踏まえ、リスクの顕在化を未然に防止して内部統制の取組の実効性を確保すべく、各部署において顕在化したリスクの概要・再発防止策や、効果的な取組事例について、的確に把握し、各部署が有効に活用できるよう、全庁的に共有する仕組みの強化が望まれる。

不備の原因や再発防止策、有効な取組事例の全庁的な横展開について、さらに注力して取り組まれない。

(3) 職員の意識の改革及び醸成

令和4年度に生じさせた運用上の不備を検証したところ、リスク対応策の実効性が不十分であった事例や、リスク対応策が適切に定められているにも関わらず定めたとおりの運用がなされなかった事例が散見された。

これらの事例を踏まえると、より業務実態に即した実効性のあるリスク対応策の策定や、リスク対応策に関する各担当者の意識・理解の向上が必要であると言える。

そのためには、リスク対応策の検討に当たって各担当者から忌憚のない意見を吸い上げるなど、職員一人ひとりが主体的かつ積極的に改善に取り組める職場風土を醸成することが必要である。また、こうした風土の醸成は、区役所市民課における成功事例を踏まえると、内部統制の制度全般に対する職員の意識向上にもつながるものであると思料

される。

内部統制の取組を真に有効なものとするためには、リスク管理シートの整備など制度上求められる事務について形式的に取り組むのではなく、職員一人ひとりが危機管理意識を持ち主体的に取り組むことが必要であるため、職員の意識の改革及び醸成について、さらに注力して取り組まれない。

(4) 総 括

内部統制制度は、令和2年度の本格実施から3年が経過したところであり、これまでの取組を振り返ると、リスクが顕在化した後の対応だけでなく、顕在化を未然に防止するための取組についても、より実効性のあるものとなるよう必要な改善を図っていく必要があると思料される。内部統制制度を運用する中で蓄積された知見を生かし、同制度をより定着させることで、リスクの顕在化を未然に防止し、市政に対する市民からの信頼につながるよう、今後も同制度の運用について不断の改善及び工夫を続けられ、内部統制の実効性の確保に取り組まれない。